

建築住宅局建築指導部安全対策課における空家空地業務等にかかる
会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

2名程度

2. 業務内容

・建築指導業務

主に空き家や空き地に関する以下の業務。

・現地確認と所有者調査（相続調査を含む）

・適切に管理又は改善するよう指導する文書の送付

・所有者や市民等からの電話・面談による問合せ対応

・補助制度に関する事務

・システムへの入力、資料作成など

※ 災害対応業務・選挙業務へ従事する可能性があります。

3. 応募資格

・建築関係の業務経験又はこれと同等の知識を有する方。

・宅地建物取引士、建築士等の資格があれば尚可

・パソコンの基本操作（Excel、Word を使った文書作成、台帳システムの入力など）ができること。

・電話対応を適切に行える方

・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は応募できません。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。（4回まで最長5年）

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：約 274,000 円（地域手当を含む、昇給はしません。）

(2) 勤務時間・日数

8 時 45 分～17 時 30 分（休憩 60 分）

週 5 日勤務（38 時間 45 分／週）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(3) 諸手当等

期末手当、勤勉手当、通勤手当等

一定の要件を満たす場合に退職手当

(4) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(5) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の

1 月 3 日までの日、週のうち所属から指定された日

(6) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(7) 勤務地

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1-30 三宮国際ビル 5 階

(8) 試用期間

1 ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(10) その他

・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

履歴書等による書類選考を行った後、書類選考合格者を対象に面接を実施し、合格者を決定します（書類選考の合否は全員に通知します。）。なお、面接の際に、簡単なパソコンの入力（タイピング）のテストを行います。

〈面接選考〉

令和 8 年 2 月 24 日（火）～26 日（木）のいずれか 1 日（予定）

※日時・場所等詳細は、書類選考合格者に別途メールで通知します。

※最終結果は、3 月上旬までに面接選考者全員に対してメールで通知予定です。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル5階

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課安全推進係

電話 078-595-6568 (直通)

※平日：9:00～17:00 まで受付（12:00～13:00 を除く）

8. 申込方法

①提出書類

- ・履歴書（写真添付）
- ・職務経歴書

※様式は問いません。

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先（電話番号・メールアドレスどちらも）を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

なお、郵送方法の指定はしませんが、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

③受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本公募は令和8年度神戸市予算の成立を前提に行います。予算が成立しない場合は、この募集に基づく採用を行わない場合があります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。